

様式第17号（第20条関係）

ひたちなか市指令第761号

許 可 証

住 所 ひたちなか市
高野1968番地2
氏 名 株式会社 カツタ
代表取締役 望月 福男

令和6年2月13日に申請のあった「一般廃棄物処理業」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	ひたちなか市高野1968番地2 株式会社 カツタ
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 混合ごみ, し尿汚泥, 感染性一般廃棄物 (焼却) 不燃ごみ, 粗大ごみ (破碎) 木くず, 紙くず, プラスチック類 (固形燃料化) し尿汚泥, 沈殿槽汚泥 (脱水)
収集・運搬及び処分の別	処分【中間処理 (焼却・破碎・固形燃料化・脱水)】
処分の場所	1968番地1 ひたちなか市大字高野字永田 1968番地2 1973番地1
営業の区域	ひたちなか市及び他市町村
処分料金	
営業許可期間	令和6年3月9日から令和8年3月8日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令 (市条例等を含む。) を遵守するほか, 市長の指示に従うこと。

令和6年3月4日

ひたちなか市長 大谷 明

